

特定空家等除却費補助金 必要書類（工事後）

※記名の際は、押印が必要な場合があります。

提出書類

- 実績報告書（特定空家等除却費補助金完了実績報告書「第9号様式」）
 - ・交付決定通知書を参照の上、記入してください。
- 支払請求書（特定空家等除却費補助金支払請求書「第11号様式」）
 - ・記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - ・**日付は未記入のまま**提出してください。
- 工事請負契約書の写し
 - ・申請時の見積書の内容に基づく契約書であるか確認してください。（同時に他の工事を行う場合、必ず分けて作成してください。）
 - ・**契約日が補助金交付決定（変更承認）通知日以降**であることを確認してください
- 領収書の写し
 - ・上記契約書に基づく領収書であるか確認してください。（同時に他の工事を行う場合、必ず分けて作成してください。）
- 写真（工事の内容が分かるもの）
 - ・**解体前、解体中、解体後の写真**（各1枚以上カラー）を添付してください。
 - ・なるべく同じ場所から全体を撮影してください。

注意事項 ※重要

- 工事金額や工事業者が変更となる場合、必ず事前にご連絡下さい。
 - ・工事を行う前に**変更の手続き**が必要な場合があります。
 - ・手続を行わない場合、**補助対象外**となる場合がありますのでご注意ください。
- 工事完了日から1か月以内（かつ当該年度の3月20日まで）に報告が必要です。
 - ・工事完了日＝領収書の日付となります。
 - ・報告期限が土日祝日の場合、その前日までに報告が必要です。
 - ・**報告期限を過ぎた場合、補助対象外**となりますのでご注意ください。
- 延べ面積が80㎡を超える場合は、建設リサイクル法の届出・通知が必要です。
 - ・工事に着手する7日前には届出が必要です。（工事業者等に確認下さい。）
 - ・届出・通知がされていないと**除却工事費の補助を取り消す**場合があります。

■その他、不明な点は職員までお問い合わせください。

建築指導課（建築安全・空き家対策係） （直通） 059-354-8207
（FAX） 059-354-8404